

浦安市規則第80号

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付 規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている私立保育所等及び私立幼稚園を運営する事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、私立保育所等及び私立幼稚園による運営の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 次のいずれかに該当するもののうち地方公共団体が運営するもの以外のものであって、市内に存するものをいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所
 - ウ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
 - エ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - カ 浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）第2条第3号に規定する簡易保育所

- (2) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された幼稚園うち地方公共団体が運営するもの以外のものであって、市内に存するものをいう。

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、次の表のとおりとする。

各園における利用定員	1施設当たりの給付金額
151人以上	400,000円
101人以上150人以下	300,000円
51人以上100人以下	200,000円
26人以上50人以下	100,000円
25人以下	50,000円

- 2 給付金の交付は、1私立保育所等又は私立幼稚園につき1回に限るものとする。

（給付対象者）

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、私立保育所等又は私立幼稚園を運営する事業者とする。

（給付金の申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 当該園の利用定員を確認することができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付
申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

施 設 名

私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金の交付を受けたいの
で、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則第
5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

当該園の利用定員を確認することができる書類

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立保育所等及び私立幼稚園
物価高騰対策支援給付金の交付について、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園
物価高騰対策支援給付金交付規則第6条の規定により、次のとおり決定し
たので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金却下
通知書

年 月 日付けで申請のあった私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金の交付について、浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 7 条）

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付
請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

⑩

施 設 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった私立
保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金を、浦安市私立保育所等及
び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則第 7 条の規定により、次のと
おり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円